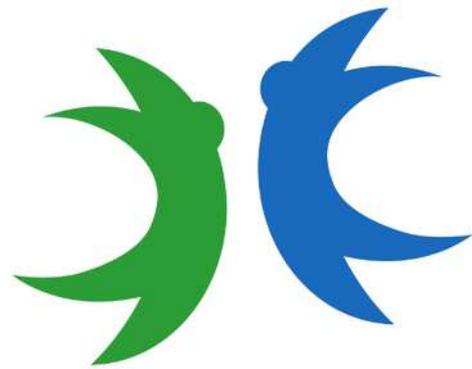


北杜市有機農業実施計画



令和5年3月
北 杜 市

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	本市における有機農業の現状と5年後に目指す目標・・・・・・・・	3
3	取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	取組の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	本事業以外の関連事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について・・	8
	別紙（5 資金計画）・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本市は、八ヶ岳、南アルプス、金峰山など3,000m級の山々に囲まれ、この山々から育まれる清らかな水と日本一の日照時間がもたらす太陽の恵みにより、多種多様で安全安心な農産物が生産されている。

また、近年は豊かな自然環境、首都圏からのアクセスの良さなどから新規就農を志し、有機農業に取り組む移住者も多い。

こうした中、国では昨年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに日本の耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%（約100万ha）に拡大することを掲げている。

本計画は、国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、本市の豊かな自然環境を守り続け、持続可能なまちづくりの実現に向け、本市の有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定めるものである。

(2) 有機農業の定義

有機農業推進法第2条において、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。

本計画における「有機農業」は、有機農業推進法に準拠するものとし、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行う農業とする。

(3) 事業実施市区町村

北杜市

(4) 計画対象期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

2 本市における有機農業の現状と5年後に目指す目標

(1) 本市の有機農業の現状

本市の総耕地面積は、5,150ha【田：3,120ha、畑：2,030ha】（農林水産省作物統計調査）である。

この内、生産された農産物が、地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）と比較して、節減対象農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下での栽培による「特別栽培農産物」の圃場は、60.3haで61経営体、有機農業圃場は、49.7haで33経営体、有機JAS認定圃場は、49.4haで30経営体となっており、有機農業が占める耕地面積の割合は全体の約2%である。

本市は、農業を基幹産業としており、移住先としても人気が高いまちであることから、近年、新規就農者も増加傾向にあるが、有機農業の栽培技術に関しては、これまで一部の有機農業者等の経験や工夫等に基づいて行われていることから、安定した収量や品質を確保するための技術が確立していないという実態や、気象等にも影響される中で、有機栽培の取組を始めるに際しては不安が危惧されている側面もある。

また、消費者においても、有機農産物が慣行的に行われている栽培による農産物より割高であることから、低価格の農産物を購入する傾向にある。

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるといった理解については、未だ十分とは言えない状況にある。

こうした点を踏まえ、今後、本市の有機農業を推進するに当たっては、次の課題を解決していく必要がある。

○有機農業の推進に当たっての課題

- ①省力化や安定した生産技術等の確立と普及
- ②有機農業者のネットワークづくり
- ③有機農業への新規就農者確保
- ④有機農業により生産された農産物の理解促進による消費拡大

(2) 5年後に目指す目標

本市の有機農業の推進に向けた課題解決を図るための取組を進める中で、次のとおり5年後の目標を定める。

①市内の有機農業（いも類、露地野菜）の耕作面積の拡大

令和2年度	令和9年度
99.1ha	101.1ha

※市内における環境保全型農業直接支払交付金事業対象者の耕作面積

②市内の有機農業で生産された有機農産物等の販売数量の増加

令和2年度	令和9年度
6.0 t	6.5 t

※学校給食における導入数量実績値

③市内の有機農業に取り組む農業者数の増加

令和2年度	令和9年度
66 経営体	71 経営体

※市内における環境保全型農業直接支払交付金事業対象者数

〈参考指標〉

①学校給食における有機農産物の割合の増加

令和2年度	令和9年度
8.6%	15%

※学校給食における利用実績値

3 取組内容

自然循環機能の増進やSDGsの目標達成に貢献する有機農業を推進するため、「有機農業の生産段階の推進の取組」、「有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組」を、関係者等と連携を図る中で展開する。

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>持続可能な食料システムは 持続可能な食料生産を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>化学物質の水路への流出防止につながる</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>有機食品の購入が持続可能な食料生産への貢献につながる</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>生態系の維持・生物多様性に貢献できる</p>

(1) 課題に対応する施策

- 課題1 省力化や安定した生産技術等の確立と普及
- 課題2 有機農業者のネットワークづくり
- 課題3 有機農業への新規就農者確保
- 課題4 有機農業により生産された農産物の理解促進による消費拡大



○施策① 有機農業の生産段階の推進の取組

ア 循環型農業の推進

- ・地域内の有機性資源を活用した良質な土づくりの推進
地域内の畜産堆肥等の有機性資源の活用に向けた検討を関係者と進め、市が包括連携協定を締結している企業の知見を得る中で、良質な土づくりに向けた取組を推進する。

イ 有機農業の拠点となるネットワークの構築

- ・地域における有機農業者のグループ化の促進
地域で有機農業に取り組む農業者のグループ化を促進し、有機農業者間における情報交換や栽培技術支援等を行うことにより、農産物の安定的な生産体制を構築する。

ウ 生産技術向上の体制を構築

- ・省力化・低コスト化に向けたアグリテック等の推進
生産の省力化や低コスト化を図るため、ドローンや水田除草機等による効率的な技術の導入を推進する。

エ 生産技術向上に向けた支援

- ・有機農業者等を対象に、有機農業の生産技術向上研修会の開催や国、県等の支援措置等に関する情報を提供する。

オ 新規就農者への支援

- ・地域と連携した支援体制の構築
新たに有機農業に取り組む者を対象に、農地の確保や北杜市フードバレー協議会を始めとした、地域の熟練有機農業者等の協力を得る中で、栽培技術や経営に関する指導、助言などを行う支援体制を構築する。

○施策② 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

ア 有機農業で生産された農産物の効率的な流通の確保

- ・有機農業で生産された農産物の効率的な保管体制の構築
有機農業の推進に当たり、農業者の課題である農産物の保管スペースの不足を解決するため、農業者間の連携体制を図る中で共有化など効率的な保管体制の構築を目指す。
- ・有機農業で生産された農産物の効率的な物流体制の構築
有機農業で生産された農産物の効率的な物流体制を構築するため、市が包括連携協定を締結している企業の協力を得る中で、長期鮮度保持技術などの導入に向けた検討を進める。

イ 有機農業で生産された農産物の販路拡大

- ・有機農業で生産された農産物のPRの促進

市内で有機農業により生産された農産物を取扱う市内外の店舗などに、「(仮称)北杜市有機農業農産物コーナー」の設置を依頼し、消費者に向けて本市の農産物のPRの促進を図り販路拡大を目指す。

ウ 有機農業者と実需者をつなげるマッチングの促進

- ・有機農業者と実需者をつなぐため、北杜市フードバレー協議会の持つネットワークの活用や、市が包括連携協定等を締結している企業の協力を得る中で、マッチングの促進を図る。

エ 学校給食への消費拡大

- ・農業者、流通を担う地域の事業者及び学校給食センターの抱えるそれぞれの課題解決を図る中で、学校給食に市内で有機農業により生産された安全安心な農産物の導入拡大を推進する。

オ 消費者・実需者・農業者への理解促進

- ・有機農業に関する理解促進

有機農業により生産された農産物を活用した市民向けの料理教室や農業者の協力を得る中で開催する有機農業体験会などを通じ、消費者に有機農業への理解促進を図る。

また、子どもとその保護者への有機農業への理解促進を図るため、食育用冊子の作成や子ども向け農業体験会などの開催を検討する。

- ・有機農業者や有機農業農産物等取扱事業者の周知

消費者や実需者に対し、本市で有機農業に取り組む農業者や、市内で有機農業により生産された農産物を取扱う店舗や飲食店の情報を、市のホームページ、SNSなどにより発信する。

- ・有機農業の取組事例の発信

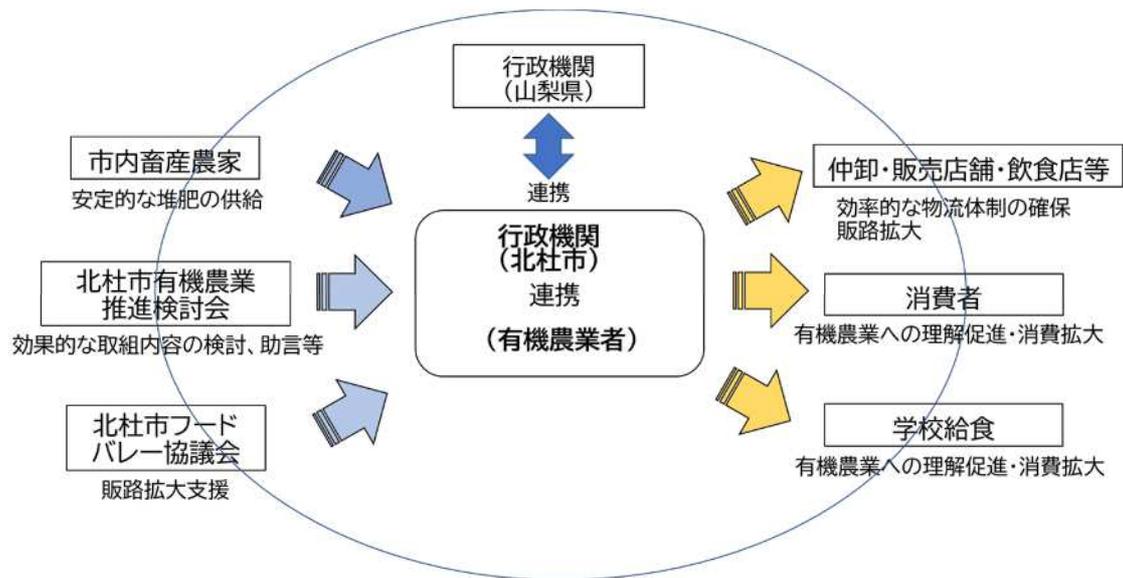
有機農業の取組事例について、市のホームページ、広報紙などを通じて、消費者、実需者及び農業者に広く周知することにより、本市の有機農業の取組に対する理解促進を図る。

4 取組の推進体制

本計画を円滑に実施していくためには、有機農業者を始め、消費者、流通・販売関係事業者、県及びその他関係団体等との連携を図り、総合的に推進することが必要である。

このため、本市では「北杜市有機農業推進検討会」を設立し、有機農業者や消費者、その他の関係者等から効果的な取組内容に関する助言を頂く中で、当該施策への反映に努める。

(1) 実施体制図



(2) 関係者の役割

- ①行政機関（山梨県・北杜市）
本計画の円滑な実施に当たり必要となる支援
- ②有機農業者
有機農業の推進に向けた取組の実施
- ③北杜市有機農業推進検討会
本計画の円滑な実施に当たり必要な取組に対する助言等
- ④畜産農家
安定的な堆肥の供給
- ⑤北杜市フードバレー協議会
有機農業により生産された農産物の販路拡大に向けた支援
- ⑥仲卸、販売店舗、飲食店
有機農業者との連携により効率的な物流体制の確保及び販路拡大

⑦消費者
有機農業への理解促進及び消費拡大

⑧学校給食
有機農業により生産された農産物の消費拡大及び食育推進

5 資金計画

別紙のとおり

6 本事業以外の関連事業の概要

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体や有機農業に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて交付金を助成する「環境保全型農業直接支払交付金事業」と連携する中で、本市の有機農業の推進を図る。

7 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

山梨県と共同で策定する「山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき、本計画と連携する中で、有機農業の推進を図る。

5 資金計画		別紙			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分	1. 検討会の開催 175千円	1. 検討会の開催 175千円	1. 検討会の開催 175千円	1. 検討会の開催 175千円	1. 検討会の開催 175千円
	2. 生産段階の推進 1,270千円 (内訳) ・生産技術向上講習会等 1,270千円	2. 生産段階の推進 1,270千円 (内訳) ・生産技術向上講習会等 1,270千円	2. 生産段階の推進 500千円 (内訳) ・生産技術向上講習会等 500千円	2. 生産段階の推進 500千円 (内訳) ・生産技術向上講習会等 500千円	2. 生産段階の推進 500千円 (内訳) ・生産技術向上講習会等 500千円
	3. 流通、加工、消費等 2,414千円 (内訳) ・組織体制構築支援 1,100千円 ・市民向け料理教室 100千円 ・食育用冊子作成 697千円 ・PR動画制作 517千円	3. 流通、加工、消費等 1,897千円 (内訳) ・消費者向け農業体験会 1,100千円 ・市民向け料理教室 100千円 ・食育用冊子作成 697千円	3. 流通、加工、消費等 1,197千円 (内訳) ・消費PR 500千円 ・食育用冊子作成 697千円	3. 流通、加工、消費等 1,197千円 (内訳) ・消費PR 500千円 ・食育用冊子作成 697千円	3. 流通、加工、消費等 1,197千円 (内訳) ・消費PR 500千円 ・食育用冊子作成 697千円
	4. 学校給食導入拡大 1,500千円	4. 学校給食導入拡大 2,000千円	4. 学校給食導入拡大 2,000千円	4. 学校給食導入拡大 2,000千円	4. 学校給食導入拡大 2,000千円
	5. 課題解決に向けた調査等 ・先進地視察 522千円				